

2018年2月26日

各 位

会 社 名 株式会社アクシーズ 代表者名 代表取締役社長 伊地知 高正 (コード番号:1381、東証 J A S D A Q) 問合せ先 常務取締役 榊 茂 (T E L 099-223-7385)

株式売出しにおける当社指定の販売先による当社株式の取得合意に関するお知らせ

当社が 2018 年 2 月 23 日開催の当社取締役会において決議いたしました当社株式の売出しに関し、引受人が、当社の指定する販売先として、当社の主要取引先である日本ハム株式会社及び当社の株主である株式会社鹿児島銀行(以下、後記「1. 販売先の指定について」において「指定先」ということがある。)に対し、引受人の買取引受けによる売出し(注)の対象となる当社株式のうち、それぞれ 500,000 株、60,000 株を販売する予定である旨を同日付で当社は公表いたしました。

当該公表後、指定先である日本ハム株式会社及び株式会社鹿児島銀行は、当社に対し、引受人の買取引受けによる売出しの対象となる当社株式のうち、それぞれ 500,000 株、60,000 株を取得する旨を合意いたしましたので、お知らせいたします。また、これに伴い、同日付で公表いたしました「株式の売出し及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」(以下、「2月23日付プレスリリース」という。)の記載内容が変更されますので、併せてお知らせいたします。

(注) 2月23日付プレスリリースにおいて公表いたしましたとおり、2018年3月5日(月)から2018年3月8日(木)までの間のいずれかの日(以下、「売出価格等決定日」という。)に決定される引受価額にて引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格)で売出し(以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。)を行います。

# 1. 販売先の指定について

# (1) 指定先の状況

(日本ハム株式会社)

(日本八五株式)	名称	日本ハム株式会社		
a. 指定先の概要	本店の所在地	大阪府大阪市北区梅田二丁目4番9号		
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 畑 佳秀		
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第72期(自 2016年4月1日 至 2017年3月 31日) 2017年6月29日関東財務局長に提出		
		四半期報告書 事業年度 第73期第1四半期(自 2017年4月1日 至 2017年6月30日) 2017年8月7日関東財務局長に提出		
		四半期報告書 事業年度 第73期第2四半期(自 2017年7月1日 至 2017年9月30日) 2017年11月7日関東財務局長に提出		
		四半期報告書 事業年度 第73期第3四半期(自 2017年10月1日 至 2017年12月31日) 2018年2月6日関東財務局長に提出		
	出資関係	該当事項はありません。		
   b. 当社と指定先	人事関係	該当事項はありません。		
との間の関係	資金関係	該当事項はありません。		
	技術又は取引等の関係	指定先は、当社の主要取引先の1社であり、資本業務提 契約を締結しています。		
c. 指定先の選定理由		指定先は、日本を代表する食肉及びその加工食品の製造・販売会社であり、既に当社は製造した鶏肉(フレッシュ・チルド)及びその加工食品を指定先に販売しておりますが、2018年2月23日付の指定先との資本業務提携契約締結により、当社による指定先への供給体制の拡大や、指定先の販売網による当社商品の安定供給及び付加価値商品の販路拡大を目指す旨合意しており、その協業体制を強固かつ永続的なものにする為に、指定先として選定いたしました。		
d. 販売しようとする当社株式の数		500,000株		
e. 株式の保有方針		指定先が保有した株式については、特段の事情がない限り、 保有を継続する意向であることを確認しています。		
f. 払込みに要する資金等の状況		当社は、指定先である日本ハム株式会社が2018年2月6日付で提出済みの第73期第3四半期報告書を確認することにより、指定先が、上記500,000株の払込みに要する資金を有していると判断しています。		

	指定先は、東京証券取引所市場第一部に上場しており、コ
	ーポレートガバナンス報告書において、反社会的勢力とは
g. 指定先の実態	一切関係を持たず、反社会的勢力を排除する体制をとって
	いる旨記載していることから、反社会的勢力との関係を有
	していないものと判断しています。

## (株式会社鹿児島銀行)

(体八云红庇为		₩- <b>-</b>	
a. 指定先の概要	名称	株式会社鹿児島銀行	
	本店の所在地	鹿児島県鹿児島市金生町6番6号	
	代表者の役職及び氏名	取締役頭取 上村 基宏	
	資本金(2017年12月31日 現在)	181億30百万円	
	事業の内容	銀行業	
	主たる出資者及びその出 資比率	株式会社九州フィナンシャルグループ 100%	
b. 当社と指定先 との間の関係	出資関係	当社は指定先の親会社である株式会社九州フィナンシャルグループの株式135,628株を保有しております(2017年12月31日現在)。 指定先は当社株式220,000株を保有しております(2017年12月31日現在)。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	預金及び借入等の銀行取引があります。	
c. 指定先の選定理由		指定先は当社の主要取引銀行であり、既に通常の銀行取引がございますが、特に今後の当社の成長に欠かせない設備 投資に対する資金供給体制の強化は、当社の更なる事業展 開に欠かせないものであり、指定先との関係強化は大変重 要だと考えております。また、指定先からは、金融機関と しての様々な情報提供を頂いております。 上記指定先との取引関係等を今迄以上に強固なものにする ことで、当社の成長と発展に寄与し、企業価値向上に資す るものであると考え、指定先として選定いたしました。	
d. 販売しようとする当社株式の数		60,000株	
e. 株式の保有方針		指定先が保有した株式については、特段の事情がない限り 保有を継続する意向であることを確認しています。	
f. 払込みに要する資金等の状況		当社は、指定先の親会社である株式会社九州フィナンジルグループが2018年2月14日付で提出済みの第3期第3半期報告書を確認することにより、指定先が、上記60、株の払込みに要する資金を有していると判断していまった。	

	指定先の親会社である株式会社九州フィナンシャルグルー
	プは、東京証券取引所市場第一部及び証券会員制法人福岡
	証券取引所に上場しており、株式会社九州フィナンシャル
g. 指定先の実態	グループが両取引所に提出したコーポレートガバナンス報
	告書において、反社会的勢力との関係を遮断する体制をと
	っている旨記載していることから、反社会的勢力との関係
	を有していないものと判断しています。

## (2) 株式等の譲渡制限

指定先は、引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意をしています。その内容につきましては、後記「2.2月23日付プレスリリースの変更箇所」における「<ご参考> 4.ロックアップについて」をご参照ください。

## (3) 売出条件に関する事項

引受人の買取引受けによる売出しにおける当社株式の一部を指定先に販売するものであり、指定先への販売 は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格にて行われるため、指定先に対して特に有利な条件には該 当しません。

### (4) 引受人の買取引受けによる売出し後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対す る所有株式 数の割合 (%)	引受人の買 取引受けに よる売出し 後の所有株 式数(株)	引受人の買 取引受けに よる売出し 後の発行済 株式総数に 対する所有 株式数の割 合(%)
有限会社照国興産	鹿児島県鹿児島市照国 町6番22号	600, 000	10. 68	600, 000	10. 68
伊地知 高正	鹿児島県鹿児島市	502, 815	8. 95	502, 815	8. 95
伊地知 芳正	東京都江東区	502, 815	8. 95	502, 815	8. 95
日本ハム株式会社	大阪府大阪市北区梅田二丁目4番9号	_	_	500, 000	8. 90
株式会社鹿児島銀行 (常任代理人 資産管 理サービス信託銀行株 式会社)	鹿児島県鹿児島市金生町6番6号(東京都中央区晴海一丁目8番12号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	220,000	3. 92	280, 000	4. 98
伊地知 恭正	東京都文京区	938, 000	16. 70	249, 800	4. 45
伊地知 昭正	鹿児島県鹿児島市	531, 000	9. 45	249, 800	4. 45
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町 一丁目13番2号	210, 000	3. 74	210, 000	3. 74

村尾 万紀子	大阪府豊中市	185, 000	3. 29	185, 000	3. 29
伊地知 洋正	東京都文京区	185, 000	3. 29	185, 000	3. 29
伊地知 剛正	東京都文京区	185, 000	3. 29	185, 000	3. 29
計	_	4, 059, 630	72. 27	3, 650, 230	64. 98

- (注1) 所有株式数及び発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、2017年12月31日現在の株主名簿に基づき 記載しています。
- (注2) 引受人の買取引受けによる売出し後の所有株式数及び引受人の買取引受けによる売出し後の発行済株式 総数に対する所有株式数の割合は、2017年12月31日現在の株主名簿に記載された所有株式数及び発行済 株式総数に対して、引受人の買取引受けによる売出し分を加味したうえで、さらに大和証券株式会社に よるグリーンシューオプション(2月23日付プレスリリース「<ご参考> 2. オーバーアロットメントによる売出し等について」に定義する。)の行使が全て行われたと仮定して算出した数値 を記載しています。
- (注3)発行済株式総数に対する所有株式数の割合及び引受人の買取引受けによる売出し後の発行済株式総数に 対する所有株式数の割合は、小数第3位を四捨五入して記載しています。
- (5) 株式併合等の予定の有無及び内容 該当事項はありません。
- (6) その他参考になる事項 該当事項はありません。

2. 2月23日付プレスリリースの変更箇所(※変更箇所は\_\_\_\_\_\_罫で示してあります。)

#### くご参考>

3. 配分先の指定

#### (変更前)

引受人は、当社の指定する販売先として、当社の主要取引先である日本ハム株式会社及び当社の株主である株式会社鹿児島銀行に対し、引受人の買取引受けによる売出しの対象となる当社株式のうち、それぞれ500,000株、60,000株を販売する予定です。

#### (変更後)

引受人は、当社の指定する販売先として、当社の主要取引先である日本ハム株式会社及び当社の株主である株式会社鹿児島銀行<u>(以下、「指定先」という。)</u>に対し、引受人の買取引受けによる売出しの対象となる当社株式のうち、それぞれ 500,000 株、60,000 株を販売する予定です。<u>指定先の状況等につきましては、2018年2月26日付で公表いたしました「株式売出しにおける当社指定の販売先による当社株式の取得合意に関するお知らせ」における「1.販売先の指定について」をご参照ください。</u>

## 4. ロックアップについて

#### (変更前)

(1) 引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である伊地知恭正及び伊地知昭正並びに当社株主である有限会社照国興産は、大和証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)について、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等(ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間について、大和証券株式会社の 事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は 当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、株式分割による新 株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であって もその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

(2) 引受人の買取引受けによる売出しに関連して、<u>日本ハム株式会社及び株式会社鹿児島銀行</u> <u>に</u>、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間について、大和証券株式会社の事前の書面 による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を 取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等(ただし、当社に対する単元未満株式の 買取請求等を除く。)を行わない旨を約していただく予定です。

なお、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有する予定です。

## (変更後)

(1) 引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である伊地知恭正及び伊地知昭正並びに当社株主である有限会社照国興産は、大和証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)について、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等(ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間について、大和証券株式会社の 事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は 当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、株式分割による新 株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であって もその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

(2) 引受人の買取引受けによる売出しに関連して、<u>指定先は</u>、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間について、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等(ただし、当社に対する単元未満株式の買取請求等を除く。)を行わない旨を合意しています。

なお、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しています。

以上